

料金表（通所リハビリ）

令和7年4月改定

介護報酬算定項目の単位数に地域加算（3級地10.83）を乗じた額を掲載（少数点以下切り捨て）

■介護保険給付サービス

介護報酬基本サービス （6時間以上7時間未満）	単位数	自己負担額（円）		
		1割	2割	3割
要支援1（基本サービス費）※	2268単位/月	2,456	4,912	7,368
要支援2（基本サービス費）※	4228単位/月	4,578	9,157	13,736
要介護1（基本サービス費）※	715単位	774	1,548	2,323
要介護2（基本サービス費）※	850単位	920	1,841	2,761
要介護3（基本サービス費）※	981単位	1,062	2,124	3,187
要介護4（基本サービス費）※	1137単位	1,231	2,462	3,694
要介護5（基本サービス費）※	1290単位	1,397	2,794	4,191

■介護保険適用外のサービス

食事代※	730	円／回
おやつ代※	110	円／回
日常生活費（入浴なし）	110	円／回
日常生活費（入浴あり）※	290	円／回
教養娯楽費※	130	円／回
喫茶代（ひだまりカフェ）	50	円／回
時間延長サービス体制	250	円/延長15分毎

* 日常生活費は（株）アメニティからの御請求となります

■加算料金	1割	2割	3割	算定条件	
入浴加算Ⅰ ※	43	87	129	円／回	入浴介助を行った場合。
リハビリマネジメント加算（Ⅰ）6月以内	642	1,285	1,926	円／月	事業所の医師が指示し、療法師にてリハビリテーションの目的や留意事項等の計画書を策定の上、定期的なリハビリテーション会議の開催によりその内容を利用者に伝達し、かつ厚生労働省にその内容を提出している事。（同意月より6月以内）
リハビリマネジメント加算（Ⅰ）6月超	295	592	886	円／月	事業所の医師が指示し、療法師にてリハビリテーションの目的や留意事項等の計画書を策定の上、定期的なリハビリテーション会議の開催によりその内容を利用者に伝達し、かつ厚生労働省にその内容を提出している事。（同意月より6月超）
リハビリマネジメント加算（医師説明加算）	292	585	877	円／月	事業所の医師がリハビリ計画書について利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅱ）予防	25～190	51～381	77～571	円／月	介護職員の総数の内介護福祉士の割合及び通所リハビリを直接提供する職員の総数の内、勤続年数が所定の期間以上である事。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	6～23	12～47	19～71	円／回	介護職員の総数の内介護福祉士の割合及び通所リハビリを直接提供する職員の総数の内、勤続年数が所定の期間以上である事。
リハビリテーション提供体制加算（4）※	25	51	77	円／回	常時配置されている理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の合計数が所定の人数を満たしている事。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	119	238	357	円／回	退院日及び認定日から起算して3か月の間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	259	519	779	円／回	認知症であり、かつリハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対し療法師が集中的なリハビリを個別に行った場合。（週2回以上利用）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2,079	4,158	6,238	円／月	認知症であり、かつリハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対し療法師は集中的なリハビリを個別に行った場合。（週1回程度利用）
中重度者ケア体制加算（予防を除く）※	21	43	64	円／回	利用者総数の内、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上である事と、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上確保している事。
科学的介護推進体制加算 ※	43	86	129	円／月	利用者ごとの心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直していること。
退院時共同指導加算	649	1,299	1,949	円／回	利用者が入院中の病院又は診療所で開催される退院前カンファレンスに、リハビリ専門職が参加し、情報を共有して在宅でのリハビリに必要な指導を共有する事。
栄養改善加算	216	433	649	円／回	管理栄養士を1名以上配置し、利用者の栄養状態を把握し摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養計画書を作成し、定期的に評価する事。
口腔機能向上加算（Ⅰ）	162	324	487	介護/回 予防/月	言語聴覚士を配置し、利用者の口腔機能を把握し、多職種が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的に評価する事。
重度療養管理加算	108	216	324	円／日	要介護3～5であり、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。
移行参加支援加算	12	25	38	円／日	通所リハビリの提供が終了した者の内、一定の割合以上は社会参加に資する取り組みを実施した者が、所定の割合以上となった場合。
12ヶ月超減算（予防のみ）	-129～-259	-259～-519	-389～-779	円／日	利用を開始した月から起算して、12ヶ月を超えた期間に利用した場合。
送迎減算	△ 50	△ 101	△ 152	円／日	施設車による、送迎を実施しなかった場合
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数×加算率8.6%×地域単価10.83×負担割合			介護職員の処遇改善のために加算	

おおよその 利用料目安	一月あたり		一回あたり				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	7,851	15,949	2,186	2,332	2,474	2,643	2,809
2割負担	10,662	21,733	3,114	3,321	3,690	4,028	4,360
3割負担	13,673	25,193	4,041	4,479	4,905	5,412	5,909

* 上記基本料金は、基本的費用（※）を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金変動します。